



軽自動車・自動車税は

5月31日までに納めましょう

軽自動車・自動車税の納期限は5月31日(金)です。
軽自動車・自動車税は4月1日の登録名義人に
その年度分が課税されます。
納期限を過ぎると、延滞金もあわせて納めてい
ただくこととなりますので、早めにお近くの金融
機関などでお納めください。

障がい者への減免制度

身体障がい者など特定の
人が所有している自動車は、
税の減免制度があります。

障がい者本人の所有で、
通院・通学や生業のために
本人や家族・介護する人が
運転する自動車は、税が減
免になる場合があります。
18歳未満の身体障がい者・
精神に障がいがある人・戦
傷病者で、国民年金法に定
める1級の障がいと同程度
の状態にある人の、家族が
所有する車も該当します。
4月1日現在で該当する
車を所有している人は、減
免申請をしてください。対
象になると思われる人は確

自動車税は
コンビニでの支払いが可能
自動車税は納期限内であれば
コンビニエンスストアでの支払
いが可能です。ご利用ください。
※軽自動車税は、市指定の金
融機関で支払ってください。

月割減免制度(自動車税)

年度途中で新たに減免要
件に該当することになった
場合、自動車税の月割減免
ができます。

新たに減免要件に該当す
ることになった年度の2月
末までに申請をした場合、
申請した翌月から年税額の
月割相当額を減免します。

※月割減免制度は、自動車
税のみです。軽自動車税
は対象になりません。

【申請に必要なもの】

印かん、運転免許証、車
検証、納税通知書、身体障
害者手帳(戦傷病者手帳)
または療育手帳、精神障害
者保健福祉手帳

生計を同じくする人が運
転する場合は、福祉事務所長
が発行する証明書、健康保険
証、通学・通院証明書など

【問合先】

▽自動車税 南予地方局税務課
☎22-15211 内線229
▽軽自動車税 市役所税務課
☎内線2572

ポスターと標語を募集します

防犯協会では、全国地域安全運動・全国暴力追放運動用のモデルポスターと標語を募集しています。

- 【課題】(ポスター・標語共通)**
- ① 防犯ボランティアの活躍
 - ② 子どもと女性の犯罪被害防止
 - ③ 振り込め詐欺防止
 - ④ 住宅を対象とした侵入犯罪防止
 - ⑤ 暴力団追放

【提出方法】
「ポスター」 B3・A2判相当の横書きで、ス
ローガン(キャッチコピー)は入
れないでください。

「標語」 郵便ハガキか、ハガキ大のものに縦
書きで書いてください。1課題につ
き1人1点、1枚の用紙に1点のみ。

【応募方法】
応募作品に、住所・氏名(ふりがな)・年齢・
電話番号・職業または学校名(学年)を記入し
(ポスターは裏面に記入)、下記まで送付してく
ださい。未発表の作品に限ります。原則として
作品はお返ししません。入賞作品の発表方法な
ど、詳しくはお問い合わせください。

【締切日】 5月20日(月) (必着)

【提出・問合先】 宇和島地区防犯協会
〒798-0074宇和島市並松2丁目1-30
宇和島警察署内 ☎22-8350